（表）

（裏）

消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法（抜粋）

第15条　公正取引委員会、主務大臣又は中小企業庁長官は、第３条の規定に違反する行為を是正するために必要があると認めるときは、特定事業者若しくは特定供給事業者に対しその取引に関する報告をさせ、又はその職員に特定事業者若しくは特定供給事業者の事務所若しくは事業所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

２　内閣総理大臣、公正取引委員会、主務大臣又は中小企業庁長官は、第８条の規定に違反する行為を是正するために必要があると認めるときは、事業者に対しその表示に関する報告をさせ、又はその職員に事業者の事務所若しくは事業所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

第21条　第15条第１項若しくは第２項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、50万円以下の罰金に処する。

第22条　法人（人格のない社団等を含む。以下この項において同じ。）の代表者（人格のない社団等の管理人を含む。）又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同条の刑を科する。

○厚生労働省告示第三百十九号

薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第二条第五項の規定に基づき、薬事法第二条第五項から第七項までの規定により厚生労働大臣が指定する高度管理医療機器、管理医療機器及び一般医療機器（平成十六年厚生労働省告示第二百九十八号）の一部を次のように改正する。

平成二十五年九月三十日　　厚生労働大臣　田村　憲久

別表第１に次のように加える。

1101　ヘパリン使用中心循環系動静脈カニューレ

○厚生労働省告示第三百二十号

薬事法施行令（昭和三十六年政令第十一号）第八十条第二項第七号ハの規定に基づき、薬事法施行令第八十条第二項第七号ハの規定に基づき特別の注意を要するものとして厚生労働大臣の指定する高度管理医療機器（平成十六年厚生労働省告示第四百二十号）の一部を次のように改正する。

平成二十五年九月三十日　　厚生労働大臣　田村　憲久

本文中「及び1099」を「、1099及び1101」に改める。

○厚生労働省告示第三百二十一号

医療機器及び体外診断用医薬品の製造管理及び品質管理の基準に関する省令（平成十六年厚生労働省令第百六十九号）第四条第一項の規定に基づき、医療機器及び体外診断用医薬品の製造管理及び品質管理の基準に関する省令第四条第一項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する医療機器（平成十七年厚生労働省告示第八十四号）の一部を次のように改正する。

平成二十五年九月三十日　　厚生労働大臣　田村　憲久

本文に次のように加える。

809　ヘパリン使用中心循環系動静脈カニューレ

○厚生労働省告示第三百二十二号

昭和二十七年厚生省告示第三百四十七号（予防接種に関する国際証明書の承認済の印の形式及び使用機関）は廃止する。

平成二十五年九月三十日　　厚生労働大臣　田村　憲久